

「鶴川きつねくぼ緑地」を従前のおり地域住民と協働して
管理・運営することを求める請願

【請願趣旨】

能ヶ谷緑地（愛称：鶴川きつねくぼ緑地。ゼンリン地図にも記載有）は、鶴川地域で当時暴走族のたまり場などとして社会問題になっていた通称オバケマンション跡地および周辺斜面林を市が買収した緑地です。1996年に市条例にもとづく「緑地保全の森」（2012年に「ふるさとの森」に変更）に指定され、自然保全型の緑地として整備されてきました。

開設に先立ち、近隣住民より市と協働で緑地管理を行うことが提案され、1996年に近隣住民、小中学校関係者、市公園緑地課を交えて整備の基本方針、今後のスケジュールなどが協議され、準備会組織による予備的な活動を経て、1997年に管理運営組織「きつねくぼ緑地愛護会」が発足しました。当時、市民協働による緑地管理の方法が模索される中、愛護会は市の支援を受けて町田市内では3番目の協働型組織として今日まで継続しています。

愛護会では協議にもとづき3つの活動方針「里山の再生と雑木林の維持管理」「小学校の自然学習の指導と協力」「地域の人たちとの交流」を掲げ、様々な市民組織や会員の協力を得ながら行政だけでは難しい多摩丘陵の貴重な自然の保全再生（雑木林の下刈りや原っぱの草刈り、野草園の整備など）、小学校や子ども会の教育的利用、市民大学や社会福祉協議会の研修フィールドとしての利用、地域の住民向けの各種イベントなどを行い、地域に根差した活動を展開してきました。こうした緑地の活動は今日まで15年以上にわたって続けられ、その結果、希少な植物が再生し、きめ細かい管理により里山ならではの美しい景観が生まれるとともに、様々なイベントが地域の行事として定着し、地域のコミュニティを育む上で大きな役割を果たしてきたといえます。

しかし、ボランティアに頼ってきたことによる愛護会活動の限界もあり、緑地の一般開放は愛護会活動日の毎月第一・第三土曜日に限られているため、常時一般開放の要望が以前から行政に寄せられていました。これを受けて、市は現在の市条例にもとづく緑地から都市公園法にもとづく都市公園（都市緑地）として整備する方針を決定し、準備が進められています。2010年6月の都市計画審議会の議事録によると、「（公園緑地課長）近隣にお住まいの方々や保全活動を行っている市民団体の方々の意見を反映しながら進めてまいります（P7）」「浅沼幹事・・・自然と触れ合う、民間又は市役所ということで、一緒に共同して緑を守っていくということで・・・（P8）（活動市民）団体は1団体でございます。（P9）」又、同審議会8月においても「（課長）今後の詳細な計画の実施につきましては、近隣にお住まいの方々や保全活動を行っている市民団体の方からの意見を反映しながら進めてまいります（P5）」と答弁されており、当然のごとく、同地で15年以上活動してきた市民団体である愛護会が市と協働して今後も管理していくものと考え、楽しみにしておりました。

そんな中、昨年（2012年）7月に、市は突如として態度を一転し、愛護会活動の休止、緑地の愛称「鶴川きつねくぼ緑地」の撤回、看板類の撤去などを通告してきました。同様の通告は、市内19カ所で活動する緑地管理組織にも出されています。

このことは、緑地管理に関わるこれまでの長年にわたる市民による愛護会活動の実績、これまで築いてきた行政と市民の信頼関係にもとづく協働活動、緑地が果たしてきた地域コミュニティ形成の場としての機能をないがしろにするものであり、とうてい受け入れられるものではありません。市は常時開放に向けた工事が完了後、改めて協議するとしていますが、このままではこれまでのような活動は期待できないのではないかと危惧を抱いております。そこで、以下の請願を致します。

【請願項目】

1. 能ヶ谷緑地の都市公園（都市緑地）への移行にあたって、地域の住民に長年親しまれ、地図にも記載されてきた「鶴川きつねくぼ緑地」の名称を廃止しないでください。
2. 緑地の管理・運営方法については、2010年の都市計画審議会議事での答弁の通り「近隣住民や保全活動を行っている市民団体からの意見を反映しながら進め」、「共同して緑を守って行って」ください。